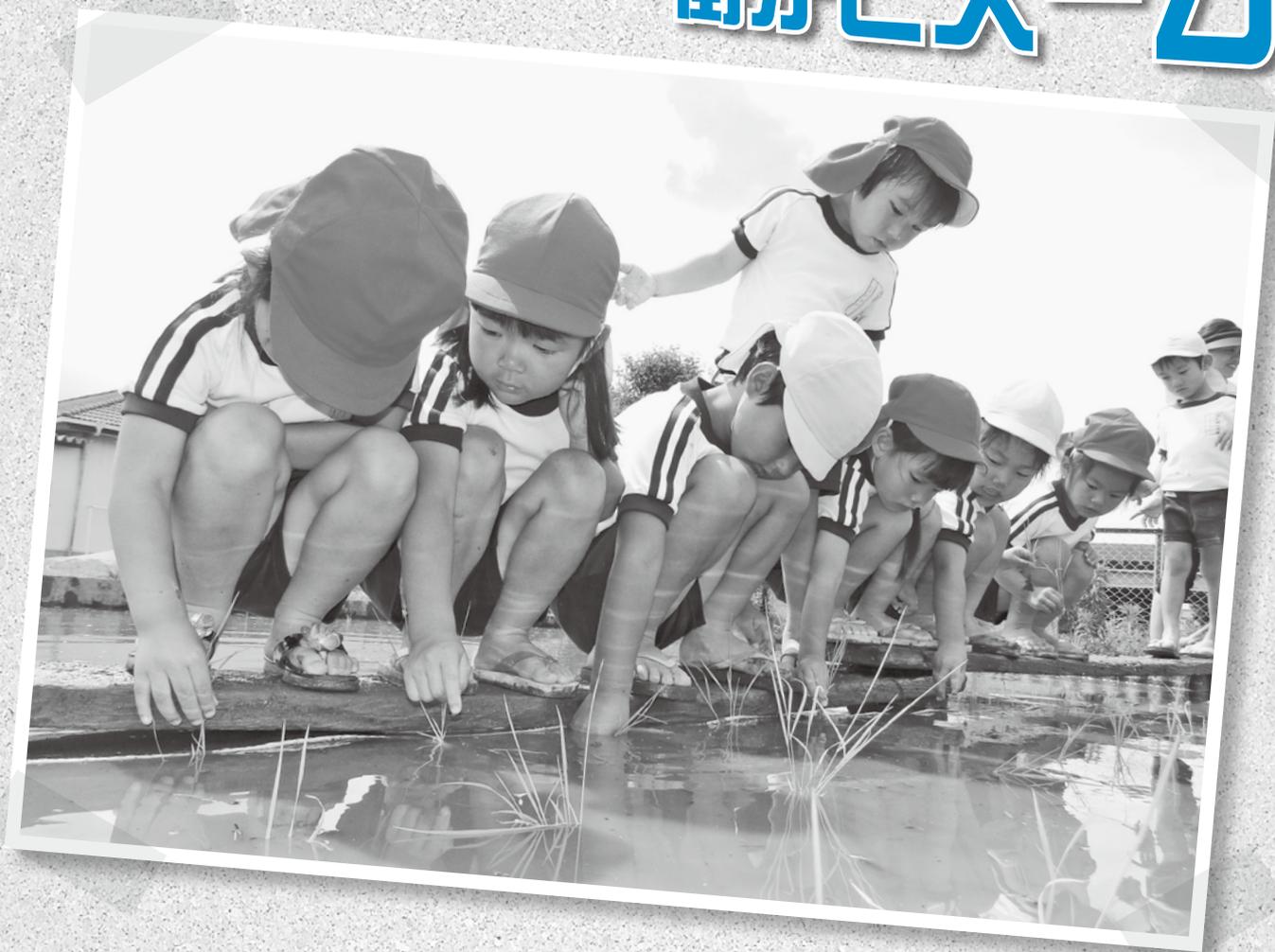


やまとたかだ 7

お知らせ版

No.998

街かビズーム



高田活活まつり	①
なつやすみこども教室	②
ヘルシーライフ	③～④
くらしの案内	⑤～⑥
お知らせ BOX	⑦～⑧
情報アンテナ	⑨～⑩
介護保険のサービスにかかる費用	⑪～⑫
第1号被保険者の介護保険料	⑫～⑬
国民健康保険	⑭～⑮
後期高齢者医療制度	⑮～⑯
福祉医療制度	⑯～⑰
個人住民税 / 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	⑱

1本1本心をこめて・・・

6月7日、浮孔西幼稚園で田植えが行われました。

田植えは日本の主食であるお米の栽培方法や、農業の大変さ、収穫までの苦労や喜び、食べ物を粗末にしない心を学ぶことが目的で、毎年行われています。

この日までに、農家の人に田を耕してもらい、田んぼの中で親子が一緒になってふれあう泥んこ遊びをして土を柔らかくし、田植えの準備をしてきました。

田んぼの外で遊ぶ子どもたちも、苗を植えるときは真剣そのもの。ときどき先生に手伝ってもらいながら、しっかり育つように1本1本心をこめて苗を植えていきました。

おいしいお米に育つかな。秋の収穫が待ち遠しいですね。

(平成30年6月7日撮影：浮孔西幼稚園)





▷とき
7月27日(金)~29日(日)

▷ところ
さざんかホールおよび周辺公園一帯
※駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。
※大雨・洪水・暴風の「警報」が発令されたときは、中止します。

◎商連サマーフェスティバル(さざんかホール周辺広場)

- 28日(土)・29日(日) 午後5時~9時
- 昔なつかしゲーム(輪投げ、かたぬぎ、ヨーヨーつり、コインゲーム他)
 - ビアガーデン
 - 世界の味めぐり(タコス、唐揚げ、焼き鳥、フランクフルト他)

◎サマーパーク'18(さざんかホール北側)

- 28日(土)・29日(日) 午後5時~9時
- 駄菓子店など子ども向けブース

◎地元市(さざんかホール北側)

28日(土)・29日(日) 午後5時~9時

◎商店街の元氣市(さざんかストリート)

- 28日(土)・29日(日) 午後5時~9時
- 天神橋筋商店街(あてもん横丁、ミニガレッジセール、天神地蔵尊特別開帳、リサイクルショップ)

◎パフォーマンス(さざんかホール玄関前<予定>)

- 南京玉すだれ、沖縄民謡、よさこい踊り

◎高田美術協会展(さざんかホール2階展示ホール)

7月27日(金)~29日(日) 午前9時~午後5時
※29日(日)は、午後4時まで

◎大和高田市PTA協議会「子ども夢街道」(馬冷池公園)

28日(土) 午後6時~8時
※催し内容、時間は変更になる場合があります。

〔産業振興課 内線265〕



「天使のいる図書館」無料上映会

葛城地域(大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・広陵町)を舞台に制作した映画「天使のいる図書館」の無料上映会を行います。

物語に出てくる、見慣れているけど、いつもとはどこか違う地元の風景を、ストーリーと共に堪能してください。

▷とき 7月28日(土)・開場:午後4時30分・上映:午後5時

▷ところ さざんかホール(3階小ホール)

※先着順(定員230名)・費用無料

〔産業振興課 内線248〕

市立看護専門学校

オープンキャンパス

▷とき 8月7日(火) 午後1時30分~4時30分
(受付:午後1時~1時20分)

▷ところ 市立看護専門学校(磯野北町1-1)

▷対象 本校入学または、看護学校進学希望の高校3年生および社会人

▷定員 40人程度 ※希望者多数の場合は、先着順

▷持ち物 ジャージ、タオル、体育館シューズ、筆記用具

▷申込方法 7月9日(月)~17日(火)【必着】の期間に、往復はがきに必要事項(右記参照)を書いて、大和高田市立看護専門学校オープンキャンパス係(〒635-0094)へ。

※締切後、1週間程度で全員に、はがきを返送します。

往復はがきの書き方

62	635-0094	(返信の裏には何も書かないでください)
往信	大和高田市立看護専門学校 オープンキャンパス係	大和高田市磯野北町1番1号
返信	62	名
	返送先の郵便番号	申し込みをする人の住所連絡先
	郵便番号	<記入必要事項>
	住所(ふりがな:必ず)	年齢
	電話番号	在校名(または出身高校名)
	希望する看護体験	・オープンキャンパスでどんなことを知りたいか。
	第1希望、第2希望	・希望する看護体験
		(下記から選んでください)

【希望する看護体験】

- ・血圧測定
- ・車椅子移送
- ・体位変換
- ・妊婦体験
- ・高齢者体験
- ・沐浴(赤ちゃんのお風呂)

※人数多数の場合、希望に添えない場合があります

※記入した個人情報、本人の許可なく第三者に提供することはありません。

〔市立看護専門学校 ☎53-2901 (内線5248)〕

『なつやすみ子ども教室』中央公民館

「陶芸教室」 どうぶつやコップをつちからつくり

- ▷とき 7月24日(火) 午前9時30分～11時30分
- ▷講師 上島 伸五さん
- ▷対象・定員 小学生15名 ▷参加費 500円
- ▷持ち物 エプロン、タオル、水筒

「クッキング教室」 かんたんなりょうりをたのしくつくり

- ▷とき 8月8日(水) 午前10時～正午
- ▷講師 佐野 幸代さん
- ▷対象・定員 小学生15名 ▷参加費 400円
- ▷持ち物 エプロン、三角巾、水筒

「茶道教室」 おちやのさほうをまなぼう

- ▷とき 7月29日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▷講師 吉野 さかえさん
- ▷対象・定員 4歳児～中学生程度15名
- ▷参加費 200円

「絵・工作教室」 たのしくえをかいてこうさくしよう

- ▷とき 8月3日(金) 午前9時30分～正午
- ▷講師 畔上 八寿男さん
- ▷対象・定員 小学生15名 ▷参加費 300円
- ▷持ち物 鉛筆(HB)、クレヨン、水彩絵の具セット、水筒

《申込方法》

往復はがき(書き方参照)送付、または所定の申込用紙に官製はがきを1枚添えて、直接中央公民館へ。

▷受付期間 7月15日(日)【必着】 午前9時～午後5時(土・日曜日も受付。月曜日は休館)

所定の申込用紙は中央公民館にあります。

※詳しくは、中央公民館(☎22-1315)へ

《注意》

- 受講は市内在住者のみ。原則1人1教室のみ。
- グループでの申し込みは、1枚の往復はがきで応募可。その場合、応募者全員の必要事項を記入すること。
- 申込多数の場合は抽選(1枚の往復はがき単位での抽選)。
- 陶芸教室の作品は、8月末に中央公民館で渡します。

往復はがきの書き方

62 往信	6315-0096 大和高田市 中央公民館 行	62 返信	受講者の名前 受講者の住所 様	夏休み子ども教室申込 希望教室名 住所 名前(ふりがな) 学校名・学年 電話番号
----------	----------------------------------	----------	-----------------------	---

(中央公民館 ☎22-1315)

差別をなくす強調月間行事予定

◎差別をなくす市民集会

- ▷とき 7月28日(土) 午後1時30分～3時30分
- ▷ところ さざんかホール 小ホール
- ▷講演 「笑顔でくらす、願いに生きる」
- ▷講師 露の新治さん(人権作家)

※申込不要、入場無料

※託児希望の人は7月13日(金)までに人権施策課へ申し込んでください(対象:0歳～就学前、無料)。

※駐車場は、JR高田駅西側駐車場(有料)を利用してください。

※手話通訳・要約筆記の準備をしています。



露の新治さん

◎人権啓発ポスター・標語の展示

(小・中学生の応募 市優秀作品)

- ▷とき 7月28日(土) ※市民集会当日
- ▷ところ さざんかホール(小ホール前)

◎各館の行事

●東部人権文化センター(曙町隣保館)

- ▷とき 7月4日(水)～6日(金)
- 「人権パネル展」
- 人権啓発ポスターと標語の展示

●埴コミュニティセンター(埴青少年会館)

- ▷とき 7月10日(火)～12日(木)
- 「人権パネル展」
- 人権啓発ポスターと標語の展示

●東雲総合会館

- ▷とき 7月18日(水)～20日(金)
- 「人権パネル展」
- 人権啓発ポスターと標語の展示

●西部子ども会館(市場青少年会館)

- ▷とき 7月24日(火)～26日(木)
- 「人権パネル展と作品展」
- 人権啓発ポスターと標語の展示
- たんぼぼの会の作品展
- 習字及び編み物教室作品展

◎「ミニミニ」原爆展

(日本非核宣言自治体協議会)

- ▷とき 7月2日(月)～6日(金)
- ▷ところ 市役所1階ロビー

◎人権相談

- ▷とき 7月24日(火) 午後1時～4時
- ▷ところ 総合福祉会館
- ▷相談員 葛城人権擁護委員
- ▷問い合わせ 人権施策課(内線292)

(人権施策課 内線288)



高齢者肺炎球菌定期接種 (平成30年度対象)

▷接種期間 7月2日(月)～平成31年3月30日(土)

▷ところ 市内委託医療機関

※予診票と説明書を置いています。

▷対象

① 本市に住民票がある人で、平成31年3月31日までに、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人。

対象者①には、6月末に、はがきを送付しています。

② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能不全、またはヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい(身体障害者1級相当)のある人。

※過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を受けた人や接種することの理解と意思確認ができない人は対象外。

▷費用 2,000円

▷持ち物 接種費用、はがき、保険証(本人確認)

※対象者②は、障害者手帳を提示してください。

▷接種前に手続きが必要な人

7月2日(月)から手続き開始

手続きは、できるだけ午前中にきてください。午後は健診等で時間を要する場合があります。

●生活保護世帯・市民税非課税世帯の人

・生活保護受給証明書は、不要です

(他市で受給している人のみ必要)

・市民税の申告をしている人は、直接保健センターにきてください。未申告の場合は、印鑑と本人確認できるものを持って市役所税務課で申請が必要です。

・平成30年1月1日以降に転入した人は、転入前の住所地の同一世帯分の非課税証明書を持ってきてください。

●市外で接種をする人

県内指定医療機関で接種できません。はがきと接種費用を持ってきてください。

●県外で接種をする人

自費になり、手続きに2週間ほどかかります。

※本人または家族の人が、手続きにきてください。

※障がいなどで自署できない人は、障害者手帳および保険証、本人印を持ってきてください。

※やむを得ない事情で、手続きが家族(親族)以外の人になる場合は、委任状(本人自署・本人印)が必要です。

親子クッキング教室

親子で楽しく料理づくりにチャレンジしませんか。

おいしくて簡単に作れるメニューです。夏休みの思い出作りにぜひ、参加してください。

▷とき

①7月26日(木)

②8月23日(木)

両日ともに午前10時から

(受付:午前9時30分～9時45分)

▷ところ 中央公民館 1階調理実習室

▷対象 年長から小学校6年生までの子どもとその保護者

※先着15組

※子どもだけの参加はできません。

▷持ち物 エプロン、三角巾、手ふきタオル、お茶

▷講師 大和高田市食生活改善推進員の皆さん

▷参加費 1人200円

▷申込期限

①7月20日(金)まで

②8月17日(金)まで

▷申込方法 申込期限までに、保健センターへ電話または窓口で。

※両日の参加はできません。

ウェルカムベビー教室B ～知って安心私らしく出産～

初めての妊娠・出産の人、友達づくりをしたい人におすすめです。

助産師・保健師・栄養士が、インターネットや本だけではわからないコツや、知って安心する情報を伝えます。プレパパや家族の妊婦体験も好評です。

▷とき 8月21日(火)

受付時間 午前9時～9時20分

正午終了予定

▷ところ 保健センター

▷内容 「知れば安心!出産のコツ」

▷対象 プレママ(妊婦)、プレパパ、祖父母、家族になる人



※検診等に関するお問い合わせは、保健センター(☎23-6661)へ

※託児はありません。

- ▷**持ち物** 母子健康手帳、筆記用具、動きやすい服装で。
- ▷**申込方法** 保健センターへ電話または窓口で。

もぐもぐ教室

子どもの栄養と離乳食についての話や試食を行います。初めての子育てにとまどっている人は、ぜひ参加してください。

- ▷**とき** 8月24日(金)
午前9時45分～11時30分
(受付:午前9時30分から)
- ▷**ところ** 保健センター
- ▷**内容** 子どもの栄養や離乳食の話・離乳食のデモンストレーション・試食(保護者対象)
- ▷**対象** 平成30年2月・3月生まれの乳児(第1子)の保護者(同伴可)
※第2子以降は要相談
- ▷**持ち物** 母子健康手帳・赤ちゃんに必要なもの(オムツ・ミルク・バスタオルなど)
- ▷**申込方法** 保健センターへ電話、または窓口で。

食中毒にご用心

食中毒の2割は家庭で起きています。年間で見るとピークは7月～9月です。未然に防ぐためにも家庭でできる食中毒予防の6つのポイントを覚えておきましょう。

ポイント1・食品の購入

- 消費期限などの表示を確認
- 肉・魚はそれぞれ分けて包む
- 寄り道せずにもますぐ帰宅

ポイント2・家庭での保存

- 帰ったらすぐ冷蔵庫へ
- 冷蔵庫に詰めるのは7割程度に
- 肉・魚は汁がもれないように包んで保存

- 冷蔵庫は10℃以下を維持

- 冷凍庫は-15℃以下を維持

ポイント3・下準備

- 冷凍食品の解凍は冷蔵庫で
- 生肉・魚は生で食べるものから離す
- 包丁などの器具、ふきんは洗って消毒
- 生肉・魚を切ったまな板は洗って熱湯消毒を
- 野菜も良く洗う

ポイント4・調理

- 調理前には手を洗う
- 加熱は十分に(目安は中心部分の温度が75℃で1分間以上)
- 電子レンジを使うときは均一に加熱されるようにする

ポイント5・食事

- 食事の前に手を洗う
- 盛り付けは清潔な器具、食器を使う

- 長時間室温に放置しない

ポイント6・残った食品

- すぐに冷蔵庫へ
- 時間が経ちすぎたり、少しでも怪しいと思ったら、思い切って捨てる
- 温めなおすときは十分に加熱する(目安は中心温度75℃以上)

お詫びと訂正

本誌6月号の2歳児親子歯科健診の内容に、誤りがありました。

お詫びするとともに、下記のとおり訂正します。

(誤)

平成27年8月～11月生まれの幼児

(正)

平成27年10月～12月、平成28年1月生まれの幼児

「おでかけ健康法」で一緒に「健康チャレンジ」しませんか？



歩数と運動効果の高い歩き方が分かる「活動量計」を無料で貸出ししています



44歳 男性
「分」や「歩数」という数字が歩くモチベーションになって役立ちました。

活動量計を使った「おでかけ健康法※」にチャレンジした人の声が寄せられています

73歳 女性
歩くことが楽しくなりました。これからも頑張って歩きます。

59歳 女性
歩くことを意識するようになりました。

70歳 女性
活動量計をつけていることで目安ができ、励みになりました。

80歳 男性
90歳を超えても元気でいたいと思いました。

「健康チャレンジ」に参加して自分にあった「健康づくり」をはじめましょう！

- <場所> 市民交流センター(コスモスプラザ)4階
- <内容> 活動量計の無料貸出し・各種健康チェック
【体組成計・骨密度計(各300円)、血管年齢測定】
- <対象> 市内在住40歳以上の人
- <日時> 実施日など詳細は市民交流センターのページをご覧ください

※おでかけ健康法:

歩数と中強度運動(大腿や速く歩くなど普段より少し強い活動)の組み合わせが健康寿命をのびます。効果的に歩くにはおでかけ(外出)が欠かせないので、おでかけ健康法といえます。

予約・問合せ
大和高田市保健センター(☎23-6661)



市 税

7月は平成30年度固定資産税(第2期)と国民健康保険税(第1期)の納期月

納期限は7月31日(火)です。固定資産税の納税通知書および納付書は、4月に発送しています。国民健康保険税は、7月上旬に発送予定です。

市県民税第1期・(7月2日(月)納期限)については納付期限が過ぎています。納付がまだの人は早急に納付してください。

[収納対策室 内線235]



国 保

平成30年度の国民健康保険税納付書は7月10日(火)ごろ発送します

平成30年度分の国民健康保険税の納税通知書は、7月10日(火)ごろに市役所から発送します。

普通徴収(納付書払いまたは口座振替)の人は、7月(第1期)から翌年2月(第8期)まで、計8回の納付となります。年金からの特別徴収の人は、4月の年金からすでに仮徴収していますので、8月の特別徴収から税額を調整します。今年度から特別徴収が開始になる人は、第1・2・3期は普通徴収で、10月から年金からの特別徴収です。

【国民健康保険税の計算方法】

保険税は、医療分・支援金分・介護分を次の要額で算定した合計が1年間の税額になります。

保険税は前年中の所得が基準となります。平等割額・均等割額・所得割率は昨年度と変更ありませんが、保険税の軽減判定所得が引き上げられ、対象となる人の範囲が広がりました。

国民健康保険税率表

	医療分	支援金分	介護分※1
平等割額(世帯ごと)	25,000円	7,000円	7,300円
均等割額(一人あたり)	26,000円	8,000円	9,200円
所得割率	9.0%	2.0%	2.3%
賦課限度額	54万円	19万円	16万円

※1…介護分は40歳以上65歳未満の人にかかります。

平成29年度保険税軽減判定所得

軽減割合	所得の基準
7割軽減	世帯所得の合計額が33万円以下
5割軽減	世帯所得の合計額が33万円+(27万円×国保加入者数※)以下
2割軽減	世帯所得の合計額が33万円+(49万円×国保加入者数※)以下



平成30年度保険税軽減判定所得

軽減割合	所得の基準
7割軽減	世帯所得の合計額が33万円以下
5割軽減	世帯所得の合計額が33万円+(27.5万円×国保加入者数※)以下
2割軽減	世帯所得の合計額が33万円+(50万円×国保加入者数※)以下

※軽減判定での国保加入者数とは被保険者および特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した人で、世帯主を変更せず引き続きその世帯にいる人)の人数をさします。

[保険医療課 国保係 内線568]



年 金

7月から受付開始 平成30年度の免除・猶予申請

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

●免除(全額免除・一部免除)制度

保険料の全額が免除される「全額免除」や、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「一部免除」があります。

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得の審査があります。

一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となります。

●納付猶予制度

50歳未満が対象です。「納付猶予」が承認されると、年金を受給するために必要な受給資格期間として認められますが、年金額には反映されません。

本人、配偶者それぞれの前年所得の審査があります。

●失業特例

退職(失業)などにより納付が困難な場合は、所得審査の特例があります。雇用保険被保険者離職票などが必要です。

▷承認期間 7月～翌年の6月

▷審査結果 日本年金機構から郵送で通知(2～3か月後)

▷申請先 市民課年金係

▷注意 所得申告をしていない人は、所得申告を忘れずに行ってください。

免除・猶予希望者で学生の場合は、「学生納付特例」(平成30年度

は4月～受付中)で申請してください。

▷持ち物 印鑑と年金手帳または本人確認書類。代理の場合は委任状

[市民課年金係 内線529]

償却資産の申告

市内で事業を営んでいる個人・法人は、所有している事業用資産(構築物・機械・器具・備品など)について、税務署だけでなく、市役所にも申告が必要です。まだ申告をしていない人は、至急申告をお願いします(法定申告期限は毎年1月31日ですが、申告は随時受け付けています)。

また、国の指導に基づき、公平・公正な課税のため本市では、申告指導の徹底や税務署申告の確認などにより、申告内容の適正な把握、および未申告の解消に取り組んでいます。申告書の提出の依頼や、地方税法の規定に基づく調査を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

[税務課 固定資産税係 内線257]



水道

□座振替を利用している人へ
振替指定日は、2か月ごとの15日、または27日です。

預金不足などで振り替えできなかった場合、次回に振り替えますので、入金をお願いします。

使用開始・中止のときは連絡を
無断で水道を使用すると、処罰の対象になります。事前に検針係へ届け出て、給水契約をしてください。使用を中止する場合も届け出て、料金の精算をしてください。

〔上下水道部 (水道部門)
☎ 52-1365
夜間・緊急時 ☎ 52-3901〕

※くれぐれも、かけ間違いのないようにお願いします。

マイナンバーカード 休日窓口を開設

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請受付とマイナンバーカードの交付をおこなう休日窓口を、下記の日程で開設します。

申請者本人がきてください。

▷とき 7月28日(土)

午前9時～正午

【次回予定 8月25日(土)】

▷ところ 市役所1階市民課

※持ち物など、詳しくは、市民課まで問い合わせてください。

[市民課 内線530]

クリーンセンター 土曜開場日

▷7月の開場日 28日(土)

▷時間 午前9時～10時30分まで

▷業務内容 可燃、不燃(粗大ゴミ含む)の持込みゴミの受入れのみ
[クリーンセンター企画整備課
☎52-1600]

マイナンバーカードは スマートフォンでも 申請できます

ただし、最初に通知カードを受け取ってから、住所・氏名に変更がない人のみです。住所や氏名に変更があった人は、市民課にて新しい申請書の交付が必要です。

◎申請方法

- ①スマートフォンで顔写真を撮影。
- ②スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録。
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。
- ④画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

※登録したメールアドレス宛に、申請が完了した旨のメールが届き申請完了となります。

[市民課 内線530]

ご利用ください

☆☆ 夜間窓口 ☆☆

● 固定資産税・都市計画税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税窓口

▷とき 7月26日(木)

【次回予定 8月23日(木)】

午後5時15分～8時

▷ところ 市役所2階 収納対策室

☎22-1108 (夜間窓口専用)

昼間の納付が困難な人や、納税相談が必要な人は、利用してください。

※課税についての問い合わせ・申請などは受け付けられません。業務時間内に税務課へお願いします。

● 水道料金の夜間窓口

▷とき 7月4日(水)・18日(水)

【次回予定 8月8日(水)・22日(水)】

午後5時15分～9時

▷ところ 上下水道部総務課総務料金係

☎52-1366 (夜間窓口専用)

※6か月(3回分)以上滞納すると、給水を停止します。また、滞納者へは法的措置を行うことがあります。

広告欄

お知らせBOX



参加しませんか

■楽しいみんなの学習と交流 みんなの広場 ～未来～ 21周年 《夏の集い》みんなの遊び場へ、 ようこそ

- ▷とき 7月20日(金) 午後2時～4時
(受付:午後1時30分から)
- ▷ところ さざんかホール 3階
レセプションホール
- ▷内容 みんなの遊びがいっぱい。思いっきり楽しもう。
- ▷民族講師 김강자(キム・カンジャ)さん その他
- ▷対象 市内在住または在学中、
外国にルーツをもつ幼児・児童・
生徒

※保護者も参加できます。

- ▷申込方法 7月13日(金)までに、
市内各小・中学校、市立中央公民館、
さざんかホール、葛城コミュニ
ティセンター、コスモスプラ
ザ(市民交流センター)、市立図
書館、青少年会館、市学校教育
課、市人権施策課にある申込用
紙か、市ホームページ「イベント
情報」からダウンロードした申
込用紙に必要事項を書いて、各
学校または市役所2階学校教育
課(〒635-8511大字大中100-
1)へ郵送、または持参。※土・
日・祝日は除く。

[学校教育課 内線155]

開催します

■さわやか生活教室

開催日	場所	担当
7月12日(木)	葛城コミュニティ センター (曾大根)	天満在宅介護 支援センター ☎23-1161
7月13日(金)	市立陝西公民館 (市場)	在宅介護支援 センター慈光園 ☎52-5001
7月13日(金)	中央公民館 (西町)	ふれあい在宅 介護支援センター ☎53-5499

- ▷時間 午後2時～4時
- ▷内容 フレイル(高齢期の虚弱)
についての話、家でもできる簡
単な体操やストレッチ、簡単な
体力測定
- ※費用無料、申込不要
- ▷持ち物 お茶、持っている人は
『介護予防手帳』『体力測定用紙』
[地域包括支援課 内線558]

■介護支援専門員実務研修 受講試験受験案内の配布

「平成30年度奈良県介護支援専門員実務研修受講試験」が10月14日(日)に実施されます。介護保険課では、「受験案内」を配布しています。受験を希望する人は、窓口にきてください。

- ▷対象 保健・医療・福祉分野で一定期間以上の実務経験を有する人
[介護保険課 内線539]

■平成30年度成人祝賀式

- ▷とき 平成31年1月13日(日)
午前10時～11時15分(予定)
- ▷ところ 大和高田市文化会館
(さざんかホール)
- ▷対象 平成10年4月2日～平成
11年4月1日生まれの人

■大和高田市土曜塾

講座・講師(敬称略)	とき	ところ
陶芸 (表啓充、ひょうび会、 絵画教室、木彫教室)	7月7日(土) 午後1時30分から	中央公民館
やまと高田太鼓 (松本弘昭)	7月8日(日) 午前10時30分から	勤労青少年ホーム
キッズ将棋・オセロ (中村正継、増田佳美)	7月28日(土) 午後1時30分から	中央公民館
押し絵・パウダーアート (仲本八寿、田中奈々)	7月29日(日) 午後1時30分から	

- ※持ち物など詳しくは、生涯学習課 土曜塾担当へ。
- ※陶芸は粘土代650円が必要
- ▷申込方法 電話(☎53-6264)、またはFAX(FAX53-6364)で、生涯学習課土曜塾担当へ。
[生涯学習課 ☎53-6264]
- ▷対象 5歳～18歳
- ▷定員 各講座とも50名
- ▷費用 保険料 1回10円

広告欄



市役所…(22) 1101 総合福祉会館…(23) 0789 シルバー人材センター…(52) 0115 総合体育館…(22) 8862
 市民交流センター…(44) 3210 保健センター…(23) 6661 高田消防署…(25) 0119 さくら荘…(23) 4126
 中央公民館…(22) 1315 クリーンセンター…(53) 5383 さざんかホール…(53) 8200 総合公園…(52) 4700
 図書館…(52) 3424 市立病院…(53) 2901 社会福祉協議会…(23) 5426 鶴ヶ江市民センター…(23) 8001
 水道部門…(52) 1365 青少年課…(23) 1322 高田警察署…(22) 0110 下水道課…(52) 1258

ご注意ください！電話番号はきちんと確認してからかけましょう。

※介護などの準備をしていますので必要な人は、事前に生涯学習課に連絡をお願いします。

○成人祝賀式実行委員募集

新成人代表で組織する成人祝賀式実行委員になって成人祝賀式の記念品の選定、答辞作成、アトラクションの企画や運営をしてみませんか。

▷申込方法 7月20日(金)までに電話で下記へ。

[生涯学習課 ☎53-6264]

お知らせ

■市営住宅の入居者募集

▷募集内容 10月入居予定分

▷受付期間 8月3日(金)～17日(金)

※土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで(最終日は午後4時まで)

▷申告案内 8月3日(金)から営繕住宅課で配布します。申し込みには申込資格があります。募集する具体的な案内は、8月号に掲載します。

[営繕住宅課 内線660]

児童虐待？迷わずに連絡を！

- 市児童福祉課(家庭児童相談室) ☎23-1195
- 県中央子ども家庭相談センター ☎0742-26-3788
- 県高田子ども家庭相談センター ☎22-6079
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000 ☎189

広告欄

■使用済みの食用油の回収

▷7月の回収日 7月23日(月)

午前9時15分 ～9時30分	市立陵西公民館
午前9時45分 ～10時	橘町集会会場前
午前10時15分 ～10時30分	築山公園前
午前10時45分 ～11時	埴青少年会館 (埴コミュニティセンター)
午前11時15分 ～11時30分	曙町青少年会館 (東部子ども会館)
午前11時45分 ～正午	片塩幼稚園 東側道路
午後1時15分 ～1時30分	総合体育館
午後1時45分 ～2時	大和ガス南側道路
午後2時30分 ～2時45分	市立菅原公民館
午後3時 ～3時15分	ネオシティ大和高田 正面玄関前
午後3時30分 ～3時45分	葛城コミュニティ センター
午後4時 ～4時15分	春日町会館前

◎環境衛生課【市役所別棟1階】では毎日回収しています(土・日・祝日を除く)。

◎さざんかストリーートの「生活雑貨ささおか」で回収しています。利用してください。

◎油の入ったビンやカン、リサイクルできないため、処理が困難です。使用済み食用油は、固めずに、食用油の容器(ペットボトル容器)などに入れて持ってきてください。

[クリーンセンター ☎52-1600]

7月のし尿収集予定

日程は都合により、変更になることもありますので、ご了承ください。(地区名は、一部通称名を使用しています)

日曜	収集区域
2月	大谷、北角、敷島町、奥田県住、出、秋吉
3火	奥田、吉井、根成柿
4水	敷島町、根成柿、吉井、旭北町、本郷町、藤森、池尻、築山
5木	敷島町、根成柿、吉井、秋吉、三和町、神楽、日之出西・東本町、有井
6金	東中、東中1・2丁目、春日町1・2丁目、西坊城、出、東雲町、土庫住宅、有井、日之出町
7土	松塚、土庫1・2・3丁目、大東町、花園町
9月	東中1丁目、春日町1・2丁目、南本町、大中南、磯野町、出、勝目、田井、曙町、材木町、昭和町
10火	磯野、磯野北、南本町、北片塩、大中南
11水	大中北、新田、岡崎、中町、池田、領家、磯野北
12木	池田、領家、西代、市場、野口
13金	市場、野口、有井、築山
17火	出屋敷、有井、西三倉堂1・2丁目、築山
18水	西町、有井、内本町、中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、築山
19木	中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、甘田町、敷島町、築山
20金	中三倉堂1・2丁目、甘田町、築山
23月	今里、旭北町、旭南町
24火	菅大根、北片塩町、東三倉堂町、旭北町
25水	南陽町、蔵之宮町、甘田町、南今里町、中今里町、片塩町、磯野東町
26木	大中東、南陽町、蔵之宮町、甘田町、永和町、磯野南町、内本町
27金	蔵之宮町、甘田町、栄町、東中1・2丁目、本郷町、北本町、高砂町、永和町

●トラブルを避けるためにも、立会をお願いします。

●し尿くみ取りの妨げになるペット類・鉢植えなどは、作業場所・通路に置かないようお願いします。

●転居の場合は、それまでの手数料を清算し、くみとり登録を廃止してください。そのままにすると、転居後に行ったくみ取り手数料が請求されます。また、世帯主などに変更があった場合も、届け出が必要です。

●臨時くみとりは、作業日の調整が必要です。委託業者〈おおよまと環境整美事業協同組合☎52-2982〉〈大和清掃企業組合☎52-3372〉に直接申し込んでください。

参加しませんか

●夏休みに、憧れのハンブルに トライ

大和高田 ケグリ オリニ **어린이** **會**

「ケグリ」とは「蛙」、「オリニ」とは「子ども」という意味です。

▷とき 7月22日～9月2日 毎週日曜日(8月12日を除く) 午後1時～2時(6回シリーズ)

▷ところ 大和高田ケグリ・オリニ会(花園町バス停すぐ)

▷内容 演技、ダンス、歌一カッコよく、光を放つ韓国のエンターテインメント。小さな子どもからシルバー層まで、ファンがいっぱい。夏休みを利用して、個人で、親子で、友だちと一緒に、憧れの韓国・朝鮮語を学びましょう。

▷対象 子どもから大人まで、どなたでも参加できます。

▷参加費 各回2,000円

▷持ち物 筆記用具

▷申込方法 1週間前までに、往復はがきに名前、住所、FAXのある方はFAX番号を明記の上、申し込みください。電話での受付、返信は行っていません。

▷連絡先 キム・カンチャ(金康子)
〒635-0003 土庫726-2
☎52-0402

●夏休み「さをり織り」体験

誰でも簡単に織れる「さをり織り」を体験しませんか。

▷とき 7月24日(火)・25日(水)

①午前10時～正午

②午後1時～3時

▷ところ 総合福祉会館 2階多目的室

▷対象 市内在住の小学生

▷定員 各10名 応募多数の場合は抽選

▷費用 実費(作品の大きさにより異なります。30cmで約300円)

▷申込方法

7月13日(金)までに、名前・住所・電話番号・年齢を記入し、FAX

(☎53-2887)で吉井 澄子へ。
〔吉井 ☎53-2887〕

●看護職ミニ就職相談会

▷とき 7月31日(火) 午後0時30分～4時

▷ところ 王寺町地域交流センター フリールーム(王寺町久度2丁目2番1-501 リーベル王寺東館5階)

▷内容 交流カフェ(お茶を飲みながら不安や悩みを話し合しましょう)、求人施設紹介・ミニ就職相談会、採血の実技演習

▷申込方法 電話で下記へ。

※当日参加可能

※費用無料・駐車場有料

※復職支援研修も開催 時間:午前10時30分～11時30分

〔奈良県看護協会
奈良県ナースセンター
☎0744-25-4031〕

●夏休み科学実験教室

▷とき 8月4日(土)

①午前10時～11時30分

②午後1時～2時30分

▷ところ 高山サイエンスプラザ4階(学研北生駒駅よりバス、サイエンスプラザ下車)

▷内容 「カメラや距離計をつくらせて光の不思議を感じてみよう!」

▷対象 小学生 ※保護者同伴要

▷費用 500円

▷定員 各回20名

※申込多数の場合、抽選

▷申込方法 7月17日(火)【必着】までに、メール(kagaku@science-plaza.or.jp)、FAX(☎0743-72-5819)、はがき(〒630-0101 生駒市高山町8916-12)で、イベント名称、希望時間(第2希望まで)、名前(フリガナ)、学校名、学年、住所(郵便番号)、メールアドレス、電話・FAX番号を書いて、下記へ。

※当選者へのみ、7月20日(金)までに通知

〔奈良先端大支援財団
☎0743-72-5815〕

●中和保健所がん患者サロン 「すずらん」

▷とき 7月30日(月) 午後1時30分～4時

▷ところ 橿原総合庁舎 1階 会議室101(橿原市常磐町605-5)

▷内容

①講演会(午後1時30分～2時30分) テーマ:「自分の機嫌のとり方～笑うコツ～」 講師:古西満さん(奈良県立医科大学 健康管理センター センター長)

②交流会(午後2時30分～4時) 参加者相互の交流、情報交換

▷対象 県内に居住のがん患者や家族など

▷申込方法 電話またはFAX(☎0744-47-2315)で、住所、名前、電話番号、参加人数を下記へ。

〔奈良県中和保健所健康増進課
健康づくり推進係
☎0744-48-3034〕

開催します

●相続・遺言手続支援相談会

▷とき 7月11日・25日、8月8日・22日、9月12日・26日
いずれも水曜日 午後1時30分～4時

▷ところ 市民交流センター 2階会議室(片塩町12-5)

▷内容 相続手続、遺言書作成など
〔行政書士 森田定和 ☎65-1699〕

●かもきみの湯「組合市町子ども 無料招待日」

▷とき 7月14日(土) 午前10時～午後11時(最終入浴受付:午後10時)

▷ところ かもきみの湯(御所市大字五百家333番地)

▷対象 市内在住の小学生以下の人
※保護者同伴で

▷利用方法 1階受付(入口正面インフォメーション)で対象者であることを確認できるもの(健康保険証など)を提示

※コピー類は不可

※他のサービスとの併用はできません
〔かもきみの湯 ☎66-2641〕

●精神障害者家族教室

精神疾患に関する正しい知識や社会資源などの情報を知り、同じ立場の家族が悩みを分かち合い、話し合いませんか。

▷とき 6月から平成31年3月までの、毎月第2水曜日

午後1時30分～3時30分(全10回)
※日程が変更になる場合あり

▷ところ 県産業会館(幸町2番33号)

▷対象 精神疾患がある人の家族で、大和高田市・香芝市・広陵町に住んでいる人

※費用無料

[生活支援センターなっつ
☎23-7214]

お知らせ

●放送大学10月入学生募集

テレビやラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、幅広い分野を学べます。

▷出願期間

第1回募集:

6月15日(金)～8月31日(金)

第2回募集:

9月1日(土)～9月20日(木)

資料請求など、詳しくは下記へ。
放送大学ホームページ(<http://www.ouj.ac.jp>)からも、出願できます。

[放送大学奈良学習センター
☎0742-20-7870]

●採用担当者に直接会える面接会・説明会

ハローワークではさまざまな職種や対象者の面接会を定期的開催しています。

- ・担当者制による予約相談
 - ・応募書類の作成支援
 - ・再就職支援セミナー
 - ・事業所情報の提供
- などのさまざまな就職支援サービスを実施しています。

実施予定の面接会・説明会は奈良労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/>)で確認してください。

[ハローワーク大和高田
☎52-5801]

●公共職業訓練の受講生募集 ～ハロートレーニング～ “急がば学べ”～

▷募集科目

- ①機械CAD技術科
 - ②住宅リフォーム技術科
 - ③CAD/NC技術科デュアル
 - ④電気設備技術科デュアル
- (③④はビジネススキル講習付き)

▷受講期間 9月3日～平成31年2月28日(③④は3月29日まで)

▷ところ ポリテクセンター奈良(橿原市城殿433)

※無料駐車場あり

▷対象 訓練を受講して、再就職を希望する人

③④は45歳未満の人

▷定員

①②は各5名、③④は各11名

▷費用 無料

※教科書代などは自己負担

▷募集期間 7月2日(月)～27日(金)

[ポリテクセンター奈良
☎0744-22-5226]

●自衛官などの募集

▷募集種目 一般曹候補生、自衛官候補生、航空学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校(医学科学学生)、防衛医科大学校医学教育部(看護学科学学生)

※受験資格、受付期間、試験日など、詳しくは下記へ連絡、または奈良地方協力本部のホームページ(<http://www.mod.go.jp/pco/nara>)を見てください。



[自衛隊橿原地域事務所
☎0744-29-9060]

●海上保安官の募集

平成30年度の海上保安大学校・海上保安学校学生採用試験を実施します。

受験資格、受付期間、試験日など、詳しくは下記へ連絡、または海上保安庁のホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp>)を見てください。

[大阪海上保安監部管理課
☎06-6571-0221]

介護保険のサービスにかかる費用

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割～3割を自己負担して、9割～7割が介護保険から給付されます。

一定以上所得者の介護保険サービスにかかる費用

平成30年8月から、65歳以上の一定以上所得者の利用者負担は、2割または3割になります。自己負担割合が2割の対象者は、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人です。

自己負担割合が3割の対象者は、本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の人です。要介護・要支援認定者には、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を8月中に送付する予定です。

在宅サービス・介護予防サービスを利用した場合

要介護度ごとに1か月に1割～3割負担で利用できる限度額が決められています(下表参照)。限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額(1か月)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
要支援1	50,030円	5,003円	10,006円	15,009円
要支援2	104,730円	10,473円	20,946円	31,419円
要介護1	166,920円	16,692円	33,384円	50,076円
要介護2	196,160円	19,616円	39,232円	58,848円
要介護3	269,310円	26,931円	53,862円	80,793円
要介護4	308,060円	30,806円	61,612円	92,418円
要介護5	360,650円	36,065円	72,130円	108,195円

※特定福祉用具の購入(年間10万円まで)、住宅改修費の支給(20万円まで)、居宅療養管理指導などの費用は、利用限度額に含まれません。

自己負担が高額になったら

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる1割から3割の利用者負担額(月額)が一定の上限額を超えたときは「高額介護サービス費」として後から支給されます(ただし、在宅サービスの福祉用具購入・住宅改修費、および施設サービスの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外の自己負担額は除く)。

※給付を受けるには申請が必要ですが、対象者には随時お知らせしています。

利用者負担段階区分	世帯の負担上限額	個人の負担上限額
現役並み所得者	44,400円	44,400円
市民税課税世帯※	44,400円	44,400円
市民税非課税世帯	24,600円	24,600円
①前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 ②老齢福祉年金受給者	24,600円	15,000円
生活保護の受給者等	15,000円	15,000円

※1割負担の人のみの世帯は、平成29年8月から3年間、年間上限額(8月1日～翌年7月31日)が44万6400円となります。

現役並み所得者とは、(同一世帯の第1号被保険者に課税所得145万円以上の人が入り、年収が単身383万円以上、2人以上520万円以上)の人です。

また、介護保険と医療保険の一年間の自己負担合計が一定の負担限度額を超えた場合に、超えた分が支給される「高額医療高額介護合算制度」などの制度もあります。

特定入所者介護サービス費(食費・居住費)の給付

介護保険施設でのサービス(ショートステイ・対象施設入所)の利用者で、利用者と同世帯全員が市民税非課税の人には、申請により食費と居住費の負担が軽くなる「負担限度額認定証」を交付します。

ただし、市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税者である場合や、世帯分離している配偶者が市民税非課税者でも預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は、特定入所者介護サービス費などの給付の対象にはなりません。

なお、平成28年8月から、遺族年金および障害年金といった非課税年金の額も含めて、負担限度額認定証の利用者負担段階を判定することになっています。

▶申請に必要なもの

- 申請書および同意書(いずれも押印必要)
- 利用者名義と配偶者名義の預貯金(普通・定期)すべての通帳、有価証券などのコピー

※通帳は必ず記帳してから、下記のコピーを提出してください。

- ①銀行名・口座番号・名義人などが記載してあるページ
- ②申請日からさかのぼって2か月分の記載ページ

現在「負担限度額認定証」を持っている人は、有効期限が7月末までになっています。6月中旬に更新のお知らせを送付していますので、引き続き負担限度額認定

証が必要な人は更新の申請をしてください。
 ※軽減を受けるためには、必ず申請が必要です。
 ※通所サービスによる食費負担分は軽減の対象となりません。
 ※申請月の1日から有効になります。

所得申告が必要です

高額介護サービス費の支給や、負担限度額認定証の交付を受けるには、課税対象外の年金受給者(障害年金・遺族年金など)および所得のない人も所得の申告が必要です。市役所税務課で所得申告をしてください。

保険料の未納があると

保険料の未納がある場合は、その未納期間に応じて本来1割または2割である利用者負担が3割に、本来3割である利用者負担が4割に引き上げられ、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの給付が受けられなくなります。
 保険料は必ず納めてください。

〔介護保険課 介護保険給付係 内線573〕

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

平成30年度の介護保険料

今年度の介護保険料は7月に決定し、7月中ごろに通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。65歳以上の人々の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

＜基準額の決まり方＞

$$\text{大和高田市の基準額 } 71,520 \text{ 円 (年額)} = \text{市町村に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人々の負担分 } 23\% \div \text{市町村の65歳以上の人数}$$

この基準額を中心に、本人と世帯の課税状況や所得に応じて次の11段階に分かれます。

◎平成30年度 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象となる人	保険料【月額】	保険料【年額】
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金 ^{*1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{*2} と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	2,690円 (基準額×0.45)	32,280円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	4,470円 (基準額×0.75)	53,640円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	4,470円 (基準額×0.75)	53,640円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	5,360円 (基準額×0.90)	64,320円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	5,960円 (基準額)	71,520円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,150円 (基準額×1.20)	85,800円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	7,740円 (基準額×1.30)	92,880円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	8,940円 (基準額×1.50)	107,280円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	10,130円 (基準額×1.70)	121,560円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	11,020円 (基準額×1.85)	132,240円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	11,920円 (基準額×2.00)	143,040円

^{*1}老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。
^{*2}合計所得金額 収入金額から必要経費の相当額、「長期および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額(第1～5段階のみ)」を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

介護保険料の納め方

保険料の納め方は年金額などにより、特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。納め方(特別徴収または普通徴収)を選択することはできません。

〈特別徴収の人〉年金からの天引き

原則として年金が年額18万円以上の人で、前年度に本市で介護保険料を年金から特別徴収されていた人が対象になります。

『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料の特別徴収は、4・6・8月を『仮徴収』、10・12・2月を『本徴収』として納めます。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めます。年間の保険料確定後に、既に仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めます。

また、『仮徴収』と『本徴収』に大きな差が生じないように、一年を通じてできるだけ均等な額となるよう8月の天引き額を調整し『平準化』を行っています。

これにより、4月・6月は前年度2月と同額を納め、8月からは年間保険料から4月・6月の仮徴収額を差し引いた額を4回に分けて納めます。

仮 徴 収		
4月	6月	8月
前年度2月分と同じ保険料額		10～2月と同じ額

本 徴 収		
10月	12月	2月
年間介護保険料から4・6月の仮徴収分を差し引いて四分割した額(8月端数切捨、10月端数加算)		

※仮徴収額と本徴収額に著しい差額が生じた人や、前年度に比べ、著しく所得段階が変更になった人、市外の施設入所者などは、前記の徴収方法に該当しない場合があります。

※今年度4月から特別徴収が始まった人の仮徴収額は、3月に通知しています。

〈普通徴収の人〉納付書または口座振替

年金が年額18万円未満の人や、老齢福祉年金の受給者などが対象になります。

年間介護保険料(12か月分)を、原則として7月から2月の8期に分けて納めます。

次の場合も普通徴収になります。

- 65歳になったとき
 - 他の市町村から転入したとき
 - 収入申告のやり直しなどで所得段階が変更になったとき
 - 年金担保、年金差し止め、現況届けの未提出などで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなったとき
- 納付書は、期別で納付する「第1期」から「第8期」の8

枚を送ります。

納付書の裏面に記載している金融機関、近畿2府4県のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア、市役所で納付できます。

10月から特別徴収が開始される人(9月までは普通徴収)

前年度に65歳になった人や、転入した人などが対象になり、年間保険料(12か月分)を次の6回に分けて納めます。

※7月・8月・9月は納付書または口座振替で納め、10月・12月・2月は年金(年額18万円以上の老齢・退職を事由とする年金および遺族年金・障害年金)から徴収します。

介護保険料を口座振替で納めている人へ

介護保険料口座振替分について、1年間の振替状況を記載した通知書を、翌年1月ごろに送付します。通知書が届くまでの間は、預貯金通帳で振替状況を確認してください。

介護保険料の減免措置

災害や特別な事情などで、一時的に保険料の支払いが困難な人は、一定の条件に該当すれば保険料が減免される場合があります。詳しくは介護保険課まで問い合わせてください。

介護保険料は介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、40歳以上の人は全員納めなければなりません(40歳～64歳は医療保険料に含めて納めます。65歳以上は医療保険料とは別に市町村に納めます)。

保険料の滞納がある場合は、その滞納期間に応じて、利用したサービス費の自己負担割合が1割または2割の人は3割負担に、3割の人は4割負担に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなるなどの措置がとられます。

現在介護のサービスを利用していない人も、介護保険料は必ず納めましょう。

〔介護保険課 介護保険給付係 内線572〕

国民健康保険

認定証・高齢受給者証の有効期限は7月31日(火)まで

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が引き続き必要な人は、7月中旬以降に保険医療課窓口へ。

高額療養費が平成30年8月から変わります

平成30年8月から、70歳以上75歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。

なお、70歳未満の人の自己負担限度額に変更はありません。

自己負担限度額(月額)

〈70歳以上の人〉

平成29年8月から平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ●4回目以降の場合、44,400円
一般	14,000円 年間上限144,000円*	57,600円 ●4回目以降の場合、44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

平成30年8月から

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% ●4回目以降の場合、140,100円	
課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% ●4回目以降の場合、93,000円	
課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% ●4回目以降の場合、44,400円	
一般	18,000円 年間上限144,000円*	57,600円 ●4回目以降の場合、44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

*年間上限は8月から翌年7月の累計額に対して適用されます。

自己負担限度額(月額)

〈70歳未満の人〉

所得区分	限度額
ア 基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% ●4回目以降の場合、140,100円
イ 基礎控除後の所得 600万円~901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% ●4回目以降の場合、93,000円
ウ 基礎控除後の所得 210万円~600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% ●4回目以降の場合、44,400円
エ 基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 ●4回目以降の場合、44,400円
オ 住民税非課税	35,400円 ●4回目以降の場合、24,600円

●過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が変わります。

保険診療の医療費が高額になっても、限度額適用認定証があれば、自己負担限度額を超えて支払う必要はありません。同一月内に入院分や外来分があるときは、高額療養費の申請をすれば返還される場合があります。

高額医療・高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に自己負担の年額を合算して、限度額を超えた分が、申請によりあとから支給されます。

入院時食事代の標準負担額

入院時の食事代は、下表の額を被保険者が負担し、残りを国保が負担します。

種別	1食の負担金額
一般世帯	460円*
非課税世帯 および 低所得Ⅱ	90日までの入院 210円 過去12か月で90日を超える入院 (長期該当) 160円
70歳以上の人で低所得Ⅰの人	100円

*平成30年4月から変わりました。

非課税世帯・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの人には、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。保険証と印鑑を持って、保険医療課へ申請に来てください。また、90日を超えて入院している人は、上記の認定証と入院が確認できるもの(領収証等)も必要です。

※入院時に負担した食事代・居住費は、高額療養費の対象外です。

国民健康保険高齢受給者証を送ります

8月1日から使用する新しい受給者証(うぐいす色)を、7月末ごろに送付します。古い受給者証は、8月以降使用できません。

こんな給付があります

療養費の支給

補装具(コルセットなど)の購入や、保険証を持たないで医療機関にかかったときなどは、全額負担することになります。

しかし、後日、申請し認められれば、給付割合に応じて払い戻されます。

こんなとき	申請に必要な物
治療用の補装具(コルセットなど)を購入したとき	保険証・医師の意見書(理由書)・領収書・認印
急病などで医療機関に保険証を提示できなかったとき	保険証・診療報酬明細書(レセプト)・領収書・認印
医師が認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき、骨折・ねんざなどで接骨院にかかったとき(医療機関と同様に一部負担金で施術が受けられる場合あり)	保険証・医師の同意書 施術内容と費用の明細がわかるもの(領収書等)・認印
海外渡航中に国外で治療を受けたとき	パスポート・保険証・診療内容の明細書・領収書(日本語に翻訳したものも必要)・認印
療養の給付を受けられない輸血のための生血代を負担したとき	保険証・医師の理由書・輸血用生血液受領証明書・血液提供者の領収書・認印

その他の給付

- 出産育児一時金…産科医療補償制度に加入の医療機関で分娩の場合420,000円、これ以外は404,000円
- 葬祭費…被保険者が亡くなったとき 30,000円
- 移送費…医師の指示により入院転院したときなど、移送に要した費用を支給

※次の場合、保険証が使えません。

健康診断、予防接種、正常な妊娠分娩、歯列矯正、美容整形、業務上のけがや病気など

〔保険医療課 国保係 内線568〕

後期高齢者医療制度 新しい被保険者証を送ります

8月1日から使用する新しい「後期高齢者医療被保険者証」を、7月19日(木)以降に『簡易書留』で郵送します。この「被保険者証」は、有効期限が「平成31年7月31日」となっています(被保険者証の右上に書いてあります)。8月1日以降、医療機関にかかるときは、この「被保険者証」を提示してください。

有効期限が切れた被保険者証は、市役所に返却するか、ハサミを入れるなどして、処分してください。

所得区分

窓口負担の割合は1割または3割です。平成30年度課税の収入で確定します。

負担区分	3割負担		1割負担	
	現役並み所得者	一般	低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰ
3割負担	市民税課税所得(各種控除後)が1,450,000円以上の人 ※ただし、次の要件に該当する場合は申請により、1割負担になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が3,830,000円未満。 ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が5,200,000円未満。 ③同じ世帯に被保険者が1人で収入が3,830,000円以上でも、70～74歳の人がいる場合は、その人の収入を合わせて5,200,000円未満。	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰに該当しない人 ※市民税課税所得が1,450,000円以上でも、同世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいて、世帯の被保険者の総所得金額等の合計が2,100,000円以下の世帯の人も含まれます。	同一世帯の全員が、市民税非課税の世帯に属する人	同一世帯の全員が、市民税非課税で、かつ各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円の世帯に属する人(年金の所得は控除を800,000円として計算)

高額療養費

医療費の1か月分自己負担合計額が、次の表の限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます(診療月の3～4か月後に、広域連合から、登録している銀行口座へ振り込まれます)。

※入院時の食事代や、保険のきかない差額ベッド代など

は合算できません

〔1か月の自己負担限度額〕平成30年8月から

世帯の負担区分		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位) (入院は限度額までの支払い)
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ^(注1)	
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ^(注2)	
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ^(注3)	
一般		18,000円 ^(注4)	57,600円 ^(注5)
低所得者 ^(注6)	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

(注1) 過去12か月以内に限度額を超えた回数が3回以上の場合、4回目以降は140,100円

(注2) 過去12か月以内に限度額を超えた回数が3回以上の場合、4回目以降は93,000円

(注3) 過去12か月以内に限度額を超えた回数が3回以上の場合、4回目以降は44,400円

(注4) 8月から翌年7月の年間限度額は144,000円

(注5) 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた回数が3回以上の場合、4回目以降は44,400円

(注6) 低所得者Ⅰ・Ⅱ 該当者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です

限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)に該当する人は、申請により『限度額適用・標準負担額減額認定証』を発行します(※申請月の1日から有効)。入院のときだけでなく、外来でも低所得者Ⅰ・Ⅱの適用を受けることができます。

現在『限度額適用・標準負担額減額認定証』を持っている人で、所得申告をして平成30年度住民税非課税世帯の人には、8月1日からの新しい『限度額適用・標準負担額

減額認定証』を、7月末日までに自宅に郵送(普通郵便)します。

平成30年8月から、現役並み所得者も『限度額適用・標準負担額減額認定証』の提示が必要になるので、7月末日までに自宅に郵送(普通郵便)します。

【平成30年度 保険料】

保険料は被保険者一人ひとりに賦課されます。

均等割額 45,200円	+	所得割額 (総所得金額等－ 330,000円) × 8.89%	=	保険料(年額) <上限額 620,000円>
-----------------	---	--	---	------------------------------

※所得割額は、平成29年中の所得に基づき算出します

所得の低い人の軽減措置

【均等割額の軽減】

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯主と被保険者の所得の合計
9割軽減	330,000円を超えない世帯 (被保険者全員の年金収入が800,000円以下で、その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	330,000円を超えない世帯
5割軽減	330,000円 + (275,000円 × 被保険者数) を超えない世帯
2割軽減	330,000円 + (500,000円 × 被保険者数) を超えない世帯

被扶養者であった人の特例措置

今まで社会保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者で、保険料負担がなかった人も保険料を納めることになりますが、負担軽減のため次のような軽減措置があります。

- 均等割額が5割軽減されます(所得割額は課せられません)

保険料の支払方法

平成30年度の保険料は、7月に決定し、7月中旬以降

に通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。

特別徴収(年金からの天引き)で、すでに前年度保険料額で仮徴収(4月、6月、8月)している人は、10月からの本徴収時に保険料を調整します。

普通徴収(納付書や口座振替等で納入)の人は、年間保険料を7月から翌年2月までの毎月、8期で納付してください(納期限までに納付されなかった場合は、督促状が発送され、督促手数料100円を徴収します。また、大和高田市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定により、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を加算して徴収します)。

※年金額が年額180,000円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は、普通徴収となります

◎平成30年度以降の保険料の支払いを、特別徴収(年金からの天引き)から普通徴収(口座振替のみ)に切り替えることができます。10月以降の「特別徴収」を中止するには、**7月31日(火)までに**保険医療課で手続きを完了してください。

<年金天引きから口座振替への変更の注意点>

- 1 これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。
- 2 『世帯主または配偶者の口座からのお支払い』に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されますので、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。
- 3 手続きについては、保険医療課 医療係に問い合わせてください。

【保険医療課 医療係 内線583】

福祉医療制度 乳幼児、子ども、身障、ひとり親家庭、精神障害「医療費受給資格証」を持っている人へ

平成28年度から更新手続きが大幅に変わっています

更新申請書の提出



医療費受給資格証の交付(郵送)

- 6月末までに更新対象となる人に対して、更新申請書を送付しています。更新申請書を7月10日(火)【必着】までに保険医療課まで提出してください。提出した人には7月末までに『医療費受給資格証』を郵送します。
- 期日までに更新申請の手続きがない場合『医療費受

- 給資格証』の到着が8月以降になることがあります。
- 提出期日を過ぎても更新申請の手続きは可能ですが、その間の病院受診された医療費については領収書対応となります。
- ※更新申請書の提出がない場合や所得の確認ができな

い場合、『医療費受給資格証』の交付はできません。

乳幼児、子ども医療

子どもを主として養育する人の前年所得の確認が必要です。所得確認ができない場合、「受給資格証」の有効期間内であっても平成30年8月診療分からの医療費を助成することができません。

所得が確認できない場合は7月中旬以降に通知します。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告を済ませてください。転入などにより本市の公簿で所得確認ができない人については、前住所で平成30年度課税(または非課税)証明書(総所得額、控除内訳、扶養人数の記載のあるもの)の交付を受けて提出してください。

【乳幼児医療】

▷**対象者** 0歳～就学前の乳幼児(乳幼児の住所が本市にあること)

「受給資格証」の有効期間は就学前までとなっているので、更新申請書の提出は必要ありません。

【子ども医療】

▷**対象者** 小学生・中学生

「受給資格証」の有効期間は中学卒業までとなっているので、更新申請書の提出は必要ありません。

心身障害者、精神障害者医療、ひとり親家庭等

平成30年度(平成29年中)の所得が条例で定める限度額以上の場合、平成30年8月から平成31年7月まで福祉医療制度の受給資格が喪失し、医療費の助成を受けることができません。

福祉医療の受給資格が喪失する人には7月中旬頃に通知します。

課税対象外の年金受給者(障害年金、遺族年金等)および所得の無い人も、医療費助成を受けるためには、所得の申告が必要です。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告をしてください。

【心身障害者医療】

▷**対象者** 身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2を持っている人

▷**所得制限** 本人、その配偶者およびその扶養義務者※1で主としてその者の生計を維持するものについ

扶養親族の数	本人所得	配偶者および扶養義務者所得
0人	159.5万円未満	628.7万円未満
1人	197.5万円	653.6万円
2人	235.5万円	674.9万円
3人	273.5万円	696.2万円
以降1人につき	38万円加算	21.3万円加算
加算額	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円、特定扶養親族1人につき63万円	老人扶養親族1人につき扶養親族の加算額+6万円

て、前年の所得が**老齢福祉年金**の支給の制限額を超えないこと

65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人のうち、心身障害者医療費助成の対象となる障害を持つ人の「重度心身障害者老人等医療費助成制度」の所得制限限度額も上記と同じです。これにより受給資格が喪失する人および所得の申告が必要な人には7月中旬頃に通知します。

【精神障害者医療】

▷**対象者** 精神障害者手帳1級・2級を持っている人

▷**所得制限** 本人、その配偶者及びその扶養義務者※1で主としてその者の生計を維持するものについて、前年の所得が老齢福祉年金の支給の制限額を超えないこと(所得制限限度額も心身障害者医療と同じ)

65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人のうち、精神障害者医療費助成の対象となる精神障害者を持つ人の「精神障害者医療費助成金(後期高齢者)助成制度」の所得制限限度額も上記と同じです。

これにより受給資格が喪失する人および所得の申告が必要な人には7月中旬ごろに通知します。

【ひとり親家庭等医療】

▷**対象者** ひとり親家庭(母子家庭又は父子家庭)で18歳(18歳になった最初の3月31日)までの子を持つ父親又は母親とその子

▷**所得制限** 父又は母及びこれに準じる者、子、子の配偶者及び父又は母及び子の扶養義務者※1の前年の所得が児童扶養手当法施行令に規定する額未満であること

扶養親族の数	本人所得(父又は母・子)	扶養義務者所得
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
以降1人につき	38万円加算	38万円加算
加算額	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき15万円	老人扶養親族1人につき扶養親族の加算額+6万円

(法令の改正等により基準額が変わる場合があります)

※1 扶養義務者…直系血族及び兄弟姉妹(民法877条) 受給者と扶養義務者とが同一世帯にある場合、また他の制度において生計維持関係が認められている場合(受給者が社会保険または税法上の被扶養者である場合)は扶養義務者になります。

【保険医療課 医療係 内線553】

個人住民税 公的年金からの特別徴収制度

「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度」とは、公的年金などの所得金額のみを対象に算出された個人住民税額(市民税・県民税)を、公的年金から「天引き」により徴収することをいいます。

公的年金から「天引き」された税金は、年金保険者(日本年金機構など)が、年金受給者に代わり、本市に直接納入します。地方税法(第321条の7の2)の規定により、公的年金などに係る所得から算出された個人住民税は、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされているので、納税義務者本人の希望により、徴収・納税方法を変更することはできません。※徴収・納税方法が変わるだけで、税の負担は変わりません。

【平成30年度対象者】

平成30年4月1日現在、満65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金などの所得から個人住民税を計算して、納税義務が生じる次の人をいいます。

- (1)平成21年度から特別徴収を開始され、現在まで継続している人
- (2)平成30年度(10月支払年金)から、新たに特別徴収を

開始する人

- ①平成29年4月2日から平成30年4月1日の間に、満65歳になり納税義務が生じた人
- ②平成29年度は非課税であったが、平成30年度は納税義務が生じた人
- ③平成21年度から平成29年度までの間に特別徴収を開始したが、平成29年度中に特別徴収が中止となり、平成30年度に再開する人

※詳しくは、「平成30年度市民税・県民税 税額・納税決定通知書」に同封している『平成30年度市民税・県民税のお知らせ』をご覧ください。

【公的年金以外に所得(給与所得・事業所得など)のある人の場合】

公的年金など以外の所得額に対しての税計算は、総所得額から公的年金などの所得額を差し引いて算出していますので、重複課税にはなっていません。

当該税額は、給与からの特別徴収または、納付書、口座振替により納税をお願いしています。不明な点など詳しくは、市税務課へ問い合わせてください。

(税務課市民税係 内線262)

受給申請をお忘れなく 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

すでに受給している人は、受給申請は不要です(ただし、受給している人でも、毎年の現況届出などは必要です)。

例年の現況届の提出時期は、児童手当は6月、児童扶養手当は8月、特別児童扶養手当は8月中旬から9月中旬です。

【児童手当】

▷支給対象者 中学校卒業までの児童(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)を養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

- 3歳未満…一律15,000円
- 3歳以上小学校修了前…10,000円(3子以降は15,000円)
- 中学生…一律10,000円

※申請者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童の年齢などに関わらず月額一律5,000円を支給。

※児童が生まれたとき、受給者や児童の住所が変わったとき、公務員でなくなったときなどは、必ず15日以内に届出をしてください。

【児童扶養手当】

▷支給対象者 父または母と生計を共にしていない家庭、または、父または母に重度以上の障がいがある家庭で、児童(18歳になった年度の3月31日までの間にある人)を養育している父または母、もしくは父母にかわって養育している人。

▷手当月額 所得制限により、次のいずれかの額になります(児童1人の場合)。

- 42,500円(全部支給)

- 10,030円~42,490円(一部支給)

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合には支給されません。児童が児童福祉施設に入所している場合などは、申請できません。

【特別児童扶養手当】

▷支給対象者 20歳未満の身体または精神に、重度または中度以上の障がいのある児童を家庭(児童施設など入所児童を除く)で養育している父母または、父母にかわって児童を養育している人。

▷手当月額(児童1人あたり)

- 1級…51,700円
- 2級…34,430円

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合には支給されません。

※上記の3手当の要件に該当する人は、児童福祉課で申請してください。申請した翌月分からの支給となります(要件に該当していても、手続きが遅れると申請月以前の手当は支給されません)。

申請手続きのときは、マイナンバーの記入・提示と本人確認(免許証など)が必要です。

必要書類など、詳しくは児童福祉課に問い合わせてください。窓口来庁のときは、本人確認できるもの(免許証、保険証など)を持ってきてください。

(児童福祉課 内線567)